

# 「研究機関のデータの利活用に向けたデータ保護法制の現状と課題－sector-specific 規制から DFFT へ－」に対する回答



会員 小林 和人<sup>\*</sup>，日置 孝徳<sup>\*</sup>

## 要 約

パテント誌令和 2 年 5 月号に掲載された「大学や研究機関で生まれるデータとその利活用ルールを巡る動き」に対して、意見論文「研究機関のデータの利活用に向けたデータ保護法制の現状と課題－sector-specific 規制から DFFT へ－」を寄稿いただいた。意見論文では、当該論文の議論を補足する位置づけで、現在進行形の政策動向を取り上げ、3つの論点（①多様なデータを複数のルールの下で一元的に管理していく仕組み、②弁理士はどのように貢献していくことができるか、③本論で検討できていない課題等）に対する回答を示された。

本稿では、意見論文で回答いただいた3つの論点を中心にコメントを述べ回答としたい。

## 目次

1. はじめに
2. 論点1「多様なデータを複数のルールの下で一元的に管理していく仕組み」について
3. 論点2「弁理士はどのように貢献していくことができるか」について
4. 論点3「本論で検討できていない課題等」について
5. その他
6. おわりに

## 1. はじめに

パテント誌令和 2 年 5 月号に掲載された「大学や研究機関で生まれるデータとその利活用ルールを巡る動き（以下、当該論文）」に対して意見論文「研究機関のデータの利活用に向けたデータ保護法制の現状と課題－sector-specific 規制から DFFT へ－（以下、意見論文）」を寄稿いただいた。意見論文では、当該論文の補足の位置づけで、改正個人情報保護法や現在進行形の政策動向を取り上げられ、知的財産としてのデータに関する議論状況を俯瞰された上で、3つの論点（①多様なデータを複数のルールの下で一元的に管理していく仕組み、②弁理士はどのように貢献していくことができるか、③本論で検討できていない課題

等）に対する回答を示された。

本稿では意見論文で回答いただいた3つの論点を中心にコメントを述べ、当該論文の著者らからの回答とさせていただきます。

## 2. 論点1「多様なデータを複数のルールの下で一元的に管理していく仕組み」について

著者らが当該論文を執筆するに至った動機は、著者らの所属する国立大学での産学連携の現場の業務にありました。企業での AI 等による解析や学習モデル開発のために大学からデータを提供することやデータプラットフォーム構築の構想等について研究者から相談が増えており、知的財産としてのデータ提供について学内規則や運用の仕組み作りが急務となっていました。一方で、これらの業務に関連して学内外で意見交換や情報収集を進めると、付属病院を抱える大学では臨床データの提供の規則化が先行して進んでおり、また、オープンサイエンスの推進の施策として国立研究機関でのデータポリシーの策定、データの公開、レポジトリの整備等の要請も同時進行していることが理解されました。

<sup>\*</sup> 東京工業大学 研究・産学連携本部

専門家人材に乏しい大学ではありますが、オープンサイエンスの推進や個人情報管理、倫理審査委員会等は産学連携の部門とは異なる組織の所轄にあって、それぞれが異なる官庁部局等の行政指導のもとで活動をしています。データの取扱いについても関係者と議論を重ねる中で、意見論文で端的に示されたように「セクターズペシフィックな規制」がデータの流通を加速しながらブレーキとなっているような側面も感じました。昨年、UNITT のアニュアルカンファレンスに参加した際にも、参加した複数のセッションでデータについて議論がありました。ところが、個々のセッションによって質疑応答のニュアンスも少しずつ異なっており、研究推進・産学連携に関わる専門人材でもデータの利活用のルールを巡る動きの全ては把握しきれていないことを感じました。そのため、当該論文の執筆に際しては、データの利活用に関する動向の全貌が広く多くの知財専門家に共有されることで、個々の検討の議論の中でのバックグラウンド知識の違いによる誤解や意見のすれ違いも少なくなってくるものとの期待もありました。

意見論文では、著者らの現場での素朴な印象を「『個人情報保護条例 2000 個問題』に象徴される」事態」と表現され、かつ、正確な情報源等で補足いただいております。また、「セクターズペシフィックな規制が法令レベルでは解決に向かいつつ」あり、「DFFT (Data Free Flow with Trust)」の理念による管理の在り方に言及されており、示唆に富む内容として拝読させていただきました。

また、「オープンサイエンスと医療情報のようなセンシティブデータの取扱いのような、一見相反する場面」における「目的達成のための制度と、技術(秘密計算技術、匿名加工化技術)の設計」は、現場では大きな負担となる課題であることを改めて認識した次第です。

### 3. 論点 2 「弁理士はどのように貢献していくことができるか」について

意見論文での指摘の通り、課題 2 に関しては平成 30 年弁理士法改正によりデータ関連業務が追加されたことは会員も認識しているところと思います。一方で、具体的にどのような業務があって、弁理士にどのような知見と能力が期待されているかは、個々の現場や相談を受けた経験がないと想像するのが難しいとこ

ろがあるように思います。

意見論文においても触れられているように、大学や研究機関においては、リサーチ・アドミニストレーターの活躍の機会が増えており、データに関する契約やガイドライン、ポリシー、規則等の整備への関与も増加しています。全ての大学や研究機関で専任のリサーチ・アドミニストレーターを雇用できるものでもないことから、学外の弁理士への業務の委託や案件の相談等の機会も増えてくることが予想され、弁理士の活躍の場として期待するところでもあります。

### 4. 論点 3 「本論で検討できていない課題等」について

意見論文では、「日本のデータを巡る政策動向」から個人データ保護法制まで、当該論文では十分に言及できていないトピックについても体系的に詳説いただきました。特に、概論的なまとめに留まらず、審議会等での有識者の見解まで簡潔に整理されており、読者においても理解を深めることができるものと思います。

また、意見論文では、自由な情報の流通の阻害要因の一つとして、「倫理審査委員会 3000 個問題」、特に非医学系の学問分野では、審査基準が一貫していない状況が存在することが挙げられ、その分析が必要であることに言及されています。当該論文では取り上げられていない論点<sup>(1)</sup>であり、現在、倫理審査委員会の集約化、質保証の取り組み、倫理指針の統合の検討<sup>(2)</sup>がなされているところではありますが、今後の調査・研究が待たれるところと考えます。

### 5. その他

なお、当該論文と意見論文では取り上げられていませんでしたが、2020 年 5 月に日本学術会議がアカデミアを代表する立場から「オープンサイエンスの深化と推進に向けて」をまとめ、「オープンサイエンスを、各研究分野におけるデータ駆動科学の現状も加味した総合的な視点でとらえ、研究データ共有の促進と共有のためのプラットフォームの重要性を明らか」にしています。

「研究者が多層に関係する種々のルールに配慮することは大きな負担に」なることを指摘の上で、国内外のアカデミアでの研究分野毎のデータの管理・活用の状況についても丁寧に説明されています。当該論文のトピックについても「データが中心的役割を果たす時

代のルール作りの必要性」を提言としてまとめており、データの利活用に関心ある読者にとって大いに参考になるものと考えます<sup>(3)</sup>。

## 6. おわりに

意見論文「研究機関のデータの利活用に向けたデータ保護法制の現状と課題－sector-specific 規制から DFPT へ－」において回答いただいた3つの論点を中心にコメントを述べさせていただいた。知的財産としてのデータ、データ流通に関心のある読者においては、当該論文と意見論文の併読を頂くことで理解を深めることができるものと考えられます。

### (参考文献)

(1) 関連する研究について：

・ 日本医療・病院管理学会誌, Vol. 57, No.1, p-46-49, 査読者か

ら見た論文作成に至るまでに検討すべき研究倫理 (加藤 憲)  
[https://www.jstage.jst.go.jp/article/jsha/57/1/57\\_5701S2/\\_pdf](https://www.jstage.jst.go.jp/article/jsha/57/1/57_5701S2/_pdf),  
・ 対人援助学研究, 2018年, Vol.7, p-37-43, 非医学系研究の倫理審査に関する情報公開 (渡邊 卓也)

[https://www.humanservices.jp/wp/wp-content/uploads/2018/08/vol7\\_watanabe.pdf](https://www.humanservices.jp/wp/wp-content/uploads/2018/08/vol7_watanabe.pdf)

(2) 「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する 倫理指針」と「人を対象とする 医学系 研究に関する倫理指針」の内容が統合され「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」となり、新たに「人を対象とする生命科学・医学系研究」や「多機関共同研究」の定義等が新設される見込み。(2020年6月29日に意見公募手続き開始)

(3) 日本学術会議, オープンサイエンスの深化と推進に向けて, 令和2年5月28日

<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-24-t291-1.pdf>

(以上, 全て URL 参照日は 2020 年 6 月 26 日)

(原稿受領 2020.7.6)

**JPAA**  
Information

# ヒット商品は こうして 生まれました!


令和元年  
改訂版

## ヒット商品を支えた知的財産権

「パテント・アトニー誌」で毎号連載しております、「ヒット商品を支えた知的財産権」。

こちらの記事を一冊にまとめた「ヒット商品はこうして生まれました!」は発明のストーリーをコンパクトにまとめたもので、非常に好評を博しております。

是非ご覧いただき、知的財産、更には弁理士への理解を深めていただければ幸いです。



◆本誌をご希望の方は、[panf@jpaa.or.jp](mailto:panf@jpaa.or.jp) までご一報ください。